「俺の恩返し!」プロジェクト



長野県警察本部の集計で、今年1月から3月末までの特殊詐欺の被害件数は63件。被害額は2億円 に迫っています。2月までは架空請求詐欺被害が突出していましたが、3月はオレオレ詐欺被害が 17件、1億円近い被害額と多発しました。県では、昨年度「特殊詐欺、ひとごとじゃない!」キャン ペーンを展開してきましたが、更なる被害防止対策を推進するために、働き盛り世代の皆さんによ る特殊詐欺撲滅プロジェクト、題して「俺の恩返し!」プロジェクトをスタートさせました。 大きく2つの内容となっています。

働き盛り世代対象訓練型 特殊詐欺対応講巫

- 特殊詐欺の被害状況や最新の手口を学び、特殊詐欺 に対する知識を深めていただきます。
- 参加者で自身ので両親や祖父母などに講座の中で電 話して、参加者が犯人役となって手口を再現するほ か、「携帯電話の番号が変わった」という電話が来 たら必ず元の番号にかけて確認するなど、実際に詐 欺電話がかかってきたらどう対応するかを体験し、 家族間で共有していただきます。
- 受講対象は男女、居住地を問いません。

- 前述の訓練型講座に企業単位で参加していただいた り、県や県警が制作したポスターなどを店内に掲示 してお客さんに注意を呼びかける活動などをする企業、団体等を県が認証します。
- 認証した企業・団体には認証登録証とステッカーをお渡しし、県のホームページなどで広く PRします。
- 企業全体でなく一部の部署だけでも認証します。

講座・認証のお申込・お問合せ



長野県くらし安全・消費生活課防犯担当 026-235-7147



俺の恩返し

講座の様子

家族に電話している様子



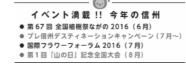
長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課 ・発行

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」 は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行 長野事務所内)の協力を得て作成しています。



はインターネットでもご覧いただけます。 http://www.nagano-shohi.net/





回覧ながのけん

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

平成28年6月発行

公正な立場 治費者と事業

な立場で処理に

0)

当たる

機に



○消費生活センターとは?

○平成 27 年度は県の消費生活センターには

このような相談が寄せられています ○「俺の恩返し!| プロジェクト



消費生活センターとは?

あなたは消費生活センターにご相談されたことはありますか?

費生活センタ お気軽にご相談ください や消費生活相談の窓口 往まい があ

た相談員がお話を伺

ます

持ったにおれば、 を消費生活 相談は お電話、 Þ 見担いただきは無料です。 た り取りで不審に思わ 「情報 センター 来所にてご相談ください 0 -が行っ (電話の 7 一めるお手伝 場合、 います。 れることがあ 2的知識を 1、通話料

やサ あ て日 は否めません。 る事業者は、 います。 して いる 。その情報の差がトラブルのまだまだ事業者との情報格差 プロ 生に て情報を得る方法は様 毎日使うも ・ビス 度購入する P P を選 ビスに 消費者が商品 ビス 0 について、を提供す もの など

お店等が「事業者」です。お店等が関わることは日常のことだと思いるお店等が関わることは日常のことだと思際にお金を払う「あなた」と、売り側であ たり やる 契約を ビスを受ける 13 物を 5

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、 消費生活センターにご相談ください!

長野市大字中御所字岡田98-1 北信消費生活センタ

松本市大字島立1020 中信消費生活センター

> 飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣

上田市材木町1-2-6 東信消費生活センター

南信消費生活センタ

☎026-223-6777 FAX:026-223-677

☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701

☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703

☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998

しあわせ信州

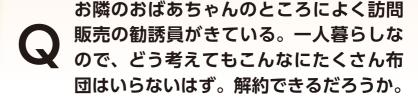
スマートフォンに、「有料動画 閲覧料金が未払いです。」という ショートメールが届いた。 どうすればいいか。

> →まさに架空請求詐欺の典型的な 事例です。「何かの間違いだろう。 連絡しなくては。」とメールに記載 された番号に電話をかける・・・こ れが詐欺犯の狙いです。身に覚え がなければ無視しましょう。



アダルトサイトを見ていて年齢確認ボタンをクリックしたら「登録完了8万円」と請求された。 支払わなければならないのか?

> →この手口はワンクリック詐欺と呼ばれています。架空 請求と並んで相談が多く寄せられます。この場合も、有 料で契約をした意思があなたに無ければ、契約は無効と 言えます。無視しましょう。また、請求画面が消えな い、といった場合にはIPA (独立行政法人情報処理推進機 構)のホームページに対処方法が掲載されています。



→訪問販売はクーリング・オフ(無条件解除) の対象となっています。また、勧められるが まま必要以上に購入し、過量販売と考えられ る場合は1年間の契約解除権もあります。ご 本人に、お近くのセンターに契約書などを 持って、相談するようお伝えください。

県の消費生活センターには このような相談が寄せられています

〈2015年度は9,504件〉

光回線の勧誘が電話できた。「料金が 安くなる」と言われたので変更した が、トータルで見ると安くなってい ない。解約できるだろうか。

→これまで「通信回線の契約」は電話勧誘であってもクーリング・オフ(無条件解除)の対象となっていませんでしたが、電気通信事業法改正により、平成28年5月21日から契約書面の交付が義務付けられ、その書面を受領して8日間は契約解除できる制度が導入されました。詳細は消費生活センターにお問合せください。

知人から勧誘されて定期購入で商品を購入した。同じように友人を勧誘して商品を購入してもらうと配当金が入ると言われたが、なかなか勧誘できず、商品も家にたまっていく一方だ。解約したい。

→マルチ商法(連鎖販売取引)と呼ばれる商法です。ネットワークビジネスやマルチレベルマーケティングとも呼び、商品を介して販売網を広げると、手数料などが勧誘した上位者に入っていきます。最初は大丈夫だと思っていても、次第に商品購入代金が支払えなくなったり、友人・知人との人間関係でトラブルになるという相談が寄せられました。クーリング・オフ(無条件解除)の対象となっていますが、手数料収入などの「良い話」ばかりでなく、デメリットも最初に十分検討しましょう。



壁の補修をしたい。 どこの業者が良いだろうか?



→消費生活センターでは特定の事業者を紹介したり、その業者について相談が寄せられているか、どんな評判なのかという点はお答えできません。こういった相談には、その業界団体の相談窓口等をご案内します。よくわからない契約の場合には複数の業者から見積もりをとるなどして比較しましょう。